議事要旨(1) 退職給付（ステップ1）の検討状況について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて、前回までの企業会計基準委員会及び退職給付専門委員会における審議を踏まえた事務局案について審議されたい旨の説明がなされ、前田専門研究員より、審議事項(1)に基づいて、単体財務諸表における一括負債計上の容認及び追加開示について具体的な説明が行われた。

事務局は、下記の(1)については案1、(2)については案Aを提案している。

(1) 単体財務諸表における一括負債計上の容認について

案1：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない。

案2：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。

(2) 単体財務諸表における追加開示について

案A：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。

案B：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より以下の意見があった。

自己資本規制のある銀行等の業種においては連単同様の考え方を前提としているため、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについても、任意適用までは妨げられるべきではないと考えていたが、任意適用した場合に生じる懸念事項については理解でき、自己資本規制に対して何らかの手当てがされることを前提にすれば、事務局案について反対はできないと考えている。

ある委員より以下の意見があった。

連単のあり方については企業会計審議会で審議が継続している最中であって、今後その議論が整理され、またそのあり方が浸透するまでは、年金法制、分配可能額等の懸念が残る中、単体財務諸表において任意適用を認めることは避けるべきであり、事務局案を支持する。そもそも、未認識項目の負債計上を含めて退職給付ステップ1については、連結財務諸表について国際的な動向を踏まえ、かつその情報の有用性から支持されているものであって、単体財務諸表については他の関連諸制度にも影響を及ぼす可能性があり、連結と同様に支持されているかは別の議論であると理解している。

ある委員より以下の意見があった。

単体財務諸表における未認識項目の負債計上については、制度上の問題が解決されてい

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ない現時点で結論を出すことになるため、一旦議論を切り離して、単体については現行の取扱いを維持するという整理が望ましく、事務局案を支持する。連結財務諸表非作成会社への対応については、連結基準の取扱いを適用した財務諸表と会社法上の分配可能額のための財務諸表の２つを作成することが合理的であるが、現時点においては制度上の対応が難しいため、特段の対応は不要とする事務局案が現実的であると考えている。今後、金商法上の単体財務諸表のあり方を検討していく中で、連結財務諸表非作成会社の取扱いについて議論していくことが望ましい。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上を含めて退職給付ステップ１については、現行の会計基準の改善につながるから改正に向けて審議を行っており、単体財務諸表における未認識項目の負債計上について現行の処理を維持することにジレンマを抱えているものの、連単を一致させることが難しい現状においては、単体については、あくまで当面、現行の取扱いを維持するという整理が望ましい。(1)について、任意適用したい企業のニーズがある場合にそれを妨げる理由もないため、案２が適当であるものの、事務局から示されている懸念事項を勘案した場合、案１として追加的に必要な開示を求めるのが望ましい。連結財務諸表非作成会社についての事務局案は現実的な対応策であるものの、今後制度面からも抜本的に連結財務諸表非作成会社の取扱いについて議論していくことが望ましい。

ある委員より以下の意見があった。

(1)については案２を支持しており、従前よりその背景や根拠は示してきている。本日も私と同じ意見を述べられた方達もおられたが、暫定決定をするまでもなく、そのような意見は少数意見のようなので、案１を事務局提案とすることは仕方ないと思っている。しかし、仮に案１で進めることとなった場合においても、今の審議資料におけるその理由の書き方が非常に簡潔である。本委員会において、今日を含めて十分審議してきた結果として案１になったという、今までの検討経緯が明瞭になるよう丁寧に表現されるべきである。以上のことは、(2)においても、私は本来案Ｂを支持するが、案Ａが事務局提案になったことにも当てはまる。

これに対して事務局より、最終基準化に際して、今後結論の背景にて検討経緯を示していく予定である旨の回答がなされた。

ある委員より以下の意見があった。

投資意思決定情報として経済実態を適切に表すことが重要ではあるものの、他の制度との関係も考慮に入れて慎重に検討を進めなければならない現状においては、当面の間ということで、(1)及び(2)とも事務局案で対応することが現状採りうる案としては適当である

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

と考える。連結財務諸表非作成会社については、いずれ抜本的な議論が必要であると考えるが、現時点においては上場会社約 3600 社のうち 500 社程度が連結財務諸表非作成会社であることも考慮に入れ、連結財務諸表作成会社との比較可能性の観点から、現時点で対応できる手当を検討しなければならない。現行の注記を踏襲する場合、例えば、税効果部分の取扱いなどを踏まえた比較できる情報開示になっていないと考えられる。PBR の基礎となる 1 株当たり純資産額や、非財務情報ではある自己資本比率、自己資本利益率などの開示項目にも影響が及ぶことから、それらを含めて相応の対応をとる必要があると考える。

これに対して事務局より、実務上注記に税効果の影響額まで示すことは難しい旨の回答がなされた。また、他の委員より、未認識項目の負債計上を行う米国基準適用企業と負債計上を行わない日本基準適用企業の分析を行う際に、未認識項目の残高の注記情報を一律に法定実効税率などで調整して一定の対応を図ってきた実務を考慮すれば、現在の事務局案にあるとおり、当面は現行の取扱いを維持することで問題ないものと理解しているとの意見があった。

ある委員より以下の意見があった。

(1) 及び(2)とも事務局案を支持する。開示上の取扱いを含めて単体財務諸表の制度上の位置づけが議論されている最中であって、その方向性が明確になるまでは現行の取扱いを維持するということで、任意といえども適用を認めない方が望ましいと考える。

ある委員より以下の意見があった。

未認識項目の負債計上に関する論点については、必ずしもコンセンサスがとれていないという状況下にあって、現段階においては連結についてまず財務報告の改善を図るべきであり、(1)及び(2)とも事務局案を支持する。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

(1)については、本来であれば利用者にとっては連単一致が望ましく、また、作成コストの観点から連単一致のニーズが作成者にあるとすれば、任意適用の選択肢を残すことが合理的であり、案 2 が望ましい。また、(2)については、情報の有用性及び追加開示コストが低いことから案 B を支持する。連結財務諸表非作成会社への対応については、今後連単で異なる取扱いが基準化されていく可能性を考慮し、公表される主たる財務諸表については連結基準を取り入れるなど、抜本的な対応を図る必要があると考えている。

これに対して事務局より、(1)及び(2)についてそれぞれの案を比較衡慮し、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについて現行の処理を維持する背景等を考慮して総合的に判断すると、現時点では案 1 及び案 A が望ましく、またそれを支持する意見も多かったものと認識しているとの回答がなされた。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。